

# 戦国軍記の新史料

—『畠山実記』（『高野合戦雑記』）の紹介—

江 宏 地 加

はじめに

南北朝動乱の全過程を描いた『太平記』の成立以後、「後期軍記もの」と呼ばれる、合戦場面を主要な舞台とする膨大な作品群が残されている。これらの作品群は、『太平記』の亜流として位置づけられ、その文学的価値の低さの故に、その内容の矮少さの故に、史料として引用される他は、研究対象とされることが稀である。もちろんこのことは「後記軍記もの」の存在価値を否定するものではない。その歴史叙述としての存在価値は、文学的評価とは別のところにある<sup>(1)</sup>。それにもかかわらず、「後期軍記もの」の文学的作品としての欠陥の故に、作品個々の研究も、総体的把握も立ち遅れている状況にある。従って、活字化されず、紹介されないままに、多くの作品が埋もれている。今回、小稿に紹介する『高野合戦雑記』は、こうした研究状況のなかで、研究対象とされることのなかつた『畠山記』に関わる新史料である。

## 一 『畠山記』について

十五世紀中葉以降の、両畠山氏の抗争を中心に畠山氏の盛衰を描いた『畠山記』と称される軍記は、管見の限りでは四種類存在している。これらは、いずれも内容・文体とともに異なっており、相互に関連を見出すことができない。したがつて四種の『畠山記』の著者は別人と推定され、さらに四種ともに軍記ものの通例として、著者・成立年代・成立事情は不明であるが、後述のとおり、(1)～(3)は織田信長の畿内進出、(4)は豊臣秀次の自刃までを記しているので、その成立時期は、最終記事からさほど年月を経過しない頃、すなわちいざれも近世初頭と考えられる。

この四種の『畠山記』とは次のとおりである。

### (1) 『畠山記』

一般に『畠山記』と称される書で、『改定史籍集覽』第十三冊中に収める『足利季世記』の卷一に当る。応仁の乱から、明応二年（一四九三）正覚寺合戦における畠山政長の死、同年十月信貴城の攻防までを描く。なお『足利季世記』は『畠山記』のあと、巻末に至るまで畠山氏の動向を随所に記している。この書は周知の書であるから、詳細な内容の紹介は省略する。

### (2) 『畠山家記』

和歌山県有田郡金屋町如意輪寺蔵本。東京大学史料編纂所に謄写本があり、これは明治三十六年探訪、同三十七年に謄写された書である<sup>(1)</sup>。如意輪寺は、同書の奥書にも記されるとおり<sup>(2)</sup>、旧鳥屋城村の名刹である。鳥屋城は天授五年（一三七九）以後、畠山氏の持城となり（『紀伊続風土記』卷六一 四一八頁）、その後、如意輪寺は畠山氏、

ならびに畠山氏の被官神保氏の菩提寺となる（『紀伊統風土記』卷六一 四二三頁）。したがって、畠山氏と如意輪寺との関わりは深く、その故にこの書が同寺に架蔵されたのであろうか。

この書は乾・坤の一冊から成り、その内容は次のとおりである<sup>(4)</sup>。

乾

まず畠山氏一族・畠山氏の被官などについての断片的な覚書が記される。この覚書の箇所は、おそらく『畠山家記』祖本には記載されず、後世、伝写の際の後付と思われる。ついで畠山氏の系図が記されるが、これは祖本に記されていたか、或いは後付であるのか明らかでない<sup>(5)</sup>。次に「畠山家由来」として、足利氏から分流した畠山氏家祖義純から、持国に至るまでの畠山氏一族の略伝が記される。この箇所は畠山氏の内訌・相剋の前史に当る。続いて本論に入り、「畠山家駆<sup>(6)</sup>乱事」として、畠山氏の家督をめぐる政長・義就の対立から筆を起し、応仁の乱の経過を記し、正覚寺合戦における政長の自害までを描く。

坤

河内・紀伊を中心に、両畠山氏の動向、三好・松永氏の台頭と活動を経て、永禄十一年（一五六八）の織田信長の上洛、信長による畠山高政への河内半国の安堵、さらに高政の猶子昭高と信長の姪との婚姻、足利義昭の將軍宣下を以て筆を終える。

「前期軍記もの」が叙事詩的性格を帯びるのに對し、小稿にとり上げる『畠山氏』は、四種ともに、実録中心といふ「後記軍記もの」の特長を備えている。その中で、この『畠山家記』が、信長上洛、畠山氏の所領安堵・婚姻、義昭の將軍宣下という一連の秩序の回復、天下太平の様相を以て最終記事としたことは、『太平記』以後、なお『明徳記』『堺記』に繼承された（軍記の持つ語りものの性格の一端を示す）寿祝性の系譜<sup>(6)</sup>を、この書が留めているものといえよう。

## (3)『河州記』

国会図書館所蔵本<sup>(1)</sup>。内題に「畠山記トモ云」と注が加えられている。「引馬文庫」「鈴木莊二」の押印がある。三冊本。

## 卷一

暦応元年（一二三三八）足利尊氏の将軍補任から始まり、観応の擾乱、明徳・応永の乱を略述し、政長・義就の抗争、政長の敗死までを記す。

## 卷二

明応三年（一四九四）、足利義高（義澄）の将軍就任以後、外題の示すとおり、河内を中心の舞台として、將軍家・細川氏・畠山氏をめぐる対立・抗争を描き、ついで畠山氏の信長服属を記し、元亀三年（一五七二）三好・松永氏に内通した杉木縫殿助による昭高殺害で終る。

## 卷三

永享元年（一四二九）畠山満家の管領就任から始まり、文安元年（一四五四）紀伊北山における円満院円胤（後村上天皇の孫）の挙兵と、畠山持国による追討、享徳三年（一四五四）に始まる畠山氏の内紛、応仁の乱の経過、文明九年の畠山義忠の死までを記す。

卷一・二が一貫した物語として展開するのに対し、卷三は独立した内容を持ち、別巻の趣きをなしている。したがって卷一・二と卷三とは、著者も成立時期も異なる可能性がある。

これまで、一般に『畠山記』と称される書は以上の三種類であり、『国書総目録』にもこの三書は収載されている。ところでこのたび、私は『畠山記』の第四種に当る書の抄本を見出した。次にかかげる書である。

#### (4) 『高野合戦雑記』

一冊本。高野山金剛三昧院所蔵本で、現在高野山大学附属図書館に寄託されている<sup>(5)</sup>。この書は外題は『高野合戦雑記』であるが、卷首に「畠山実記中記高野事條ニ」とあるので、『高野合戦雑記』の祖本が『畠山実記』であったことがわかる。

本稿の主たる目的は『高野合戦雑記』の紹介にあるので、章を改めてこの書について述べたい。

### 二 『高野合戦雑記』について

『高野合戦雑記』は『畠山実記』の中から、特に高野山に関わる記述を抜萃し、抄録して成立した書である。このことは『高野合戦雑記』の筆者が高野山に関わりのあるものであることを示している。或いはこの書を架蔵していた金剛三昧院にゆかりのものかもしれない。その内容の概略は次のとおりである。

足利直義が、自筆の十六羅漢像を、畠山国清に命じて高野山金剛三昧院に奉納せしめた記述から始まり、永正十六年（一五二九）以降、天正二年（一五七四）に至るまでの高野山と畠山氏被官との抗争を描き、天正九年織田信孝の高野攻め、同十三年、高野山の豊臣秀吉への服従、文禄四年（一五九五）高野山における秀次の自刃までを記述する。ついで追書の形で、『畠山実記』の天文九年条（根来への鉄砲伝来）、その他畠山氏被官などについての覚書を記している。この追書の部分は、『高野合戦雑記』成立以降の後筆かもしれない。

ところで、『高野合戦雑記』が第四種『畠山記』であることを発見した契機は、『紀伊続風土記』収載の記事の点検にある。畠山氏に関わりの深い紀州の地誌『紀伊続風土記』中に、「畠山記に云」と記して『畠山記』から引用された記事が散見される。この引用記事を(1)～(3)の『畠山記』と照合したところ、いずれにも合致しない。つまり『紀伊

統風土記編纂の頃には存在し、その後散佚し、現在は所在不明である別種の『畠山記』の存在が想定されたのである。

今回、高野山大学図書館から閲覧を許された『高野合戦雑記』が、『畠山実記』の抄本であることを知り、(1)～(3)の『畠山記』と照合したところ、そのいずれの記述とも合致しない。そこで次に、前述の『紀伊統風土記』引用の『畠山記』と対比の結果、両書が同文である箇所が検出された<sup>(4)</sup>。その箇所とは、『高野合戦雑記』第九下と、『紀伊統風土記』卷四六・伊都郡隅田莊垂井村岩倉城址の項の「畠山記に云」と記す部分である。このことは、『紀伊統風土記』引用の『畠山記』と、『高野合戦雑記』の祖本『畠山実記』とが同一の書であることを語るものである。とすれば、『高野合戦雑記』は『畠山実記』の抄本であり、その全容を伝えるものではないから、『紀伊統風土記』引用の『畠山記』で『高野合戦雑記』を補綴することによって、『畠山実記』の欠落部分を幾分かなりとも埋めることができある。ただし残念ながら『紀伊統風土記』に引用する『畠山記』の記述は余りに乏しいので、その完全な復原は困難であるが、復原への第一歩となるだろう。

小稿末尾に、新史料『高野合戦雑記』の全文の翻刻と共に、『紀伊統風土記』引用の『畠山記』をあわせ収める。

ところで、『畠山実記』は、現在ではこの書の所在 자체が明らかでないので、その著者・成立年代は不明というほかはない。ただし、本文中に（畠山氏の遠祖である）国清、さらに政長・義就には公という尊称がつけられていないが）、畠山植長・高政には「公」を付しておる<sup>(5)</sup>、文体・語氣ともに植長・高政への敬意が読みとられること、合戦場面を終始畠山側から叙述し、畠山方を「味方」、高野山側を「敵」「悪僧」と表現していることなどから、『畠山実記』の著者の立場は、『高野合戦雑記』の筆者と異なり、畠山氏側にあると推定できよう。或いは植長・高政に仕えて、その後近世初頭まで生きた武士であろうか。

次に『畠山実記』（『高野合戦雑記』）において注目した点を一点あげておく。

その一つは用語・文字の問題である。この書には、通常の軍記には見慣れぬ用語・文字が使用されている。「兵燐」<sup>(4)</sup> 「番驍」<sup>(4)</sup> 「弄」<sup>(4)</sup> がそれである。「兵燐」は「兵燐」のことと思われ、「兵燹」<sup>(4)</sup> と同義と推定される<sup>(4)</sup>。「番驍」は「番」も「驍」も勇武のさまを示す意であり、文意からも「驍勇」「番番」などと同義であろう。「弄」は「戦」の古体<sup>(4)</sup> であるが、稀な使用例である。こうした用語・文字の使用は、『畠山実記』の著書の教養を窺わせるものであろう。

いま一つは、永禄六年の合戦（十一上）の際、高野山の職寺衆である「小集会衆」が畠山方に馳せ参じ、高野山と合戦に及んでいることである。「小集会衆」とは、警察権を掌握し、山上山下の秩序の維持に当る<sup>(4)</sup> という、高野山における寺院組織の重要な役割を担うものである。高野山の僧侶は寺領出身者が多く、特に集会衆には豪族の出身者が多かつた<sup>(4)</sup> こと、すなわちこの場合は畠山氏被官の一族であったことによるものであろうが、高野山の重要な部門に位置する「小集会衆」が、高野山と対決していることは、戦国期における高野山寺院組織のあり方を考察する手がかりとなるであろう。

### おわりに

小稿において紹介を試みた『畠山実記』（『高野合戦雑記』）は、抄本とはいえ、「後期軍記もの」の特質——実録的性格——を典型的に備えている。さらにもた、「後期軍記もの」の特長は、『平家物語』や『太平記』のように、時代全体の動向に大きく関わるものではなく、多くは一地方の合戦を主題とする微視的な作品であることがある。しかしそれこそが、中世後期という時代の特色を、当時を生きた人々の関心のありようを、直截に示すものであるといえるのである。彼らは身辺に続発する争乱を、もとより彼ら自身の直面する現実として把えた。その結果、「後期軍記もの」

の著述は彼らの歴史叙述の重要な方法となつたのである。『島山記』が少くとも四種類著作されたこと自体、このことを語つてゐるといえるだろう。

(1) 拙稿「堺記と応永記と——十五世紀の歴史叙述における諸問題——」(『日本史研究』一一五号)を参照されたい。

(2) 分類番号一〇七五・一〇一一・二。本稿は編纂所本による。

(3) 「紀伊国有田郡鳥屋城村如意輪寺藏本」とある。

(4) 「日本歴史大辞典」第一五卷(角川書店)に、臼井信義氏がこの書の解説を執筆している。

(5) 軍記は伝写を経るに従つて、目録などが付けられ、整備される傾向がある。(大島建彦「志摩軍記」。伝承文学研究会創立五十周年記念研究会〔昭45・12〕における研究発表による。なお拙稿「応永記諸本の検討」「図書館界」一七〇号)を参照されたい)。『島山家記』の系図も後付の可能性が強い。

前掲拙稿(「堺記と応永記と」)

分類番号一一三・三・一二二六。

分類番号一一五五・二金・七五。

(9) もらん、若干の語句の異同がある。

(10) 足利直義・織田信長・信忠・豊臣秀吉・秀次にも尊称を付しているが、これは政権掌握者に対する配慮であろう。

(11) 十一下、永禄十一年十月十九日条。

(12) 十二上、元亀二年七月条。

(13) 七下、寛正三年五月二十五日条。十一上、永禄六年三月条。十一下、永禄十一年八月二十七日条。

(14) 「大漢和辞典」(諸橋轍次編)は「匱」を收め、「字義未詳」とする。

(15) 梁(六朝)の顧野王編の『玉篇』に、すでに收められている。なお池上頼造氏の教示により、『康熙辞典』にも収載されていることを知つた。

(16) 和多昭夫「中世高野山教團の組織について」(豊田武編『高野山領庄園の支配と構造』昭52)前掲和多論文。なお、『島山実記』(『高野合戦雑記』)十一上(元亀二年六・七月条)は、密蔵院住持が一見氏出身であった

ことを記している。ただし元龜二年段階で、密藏院が集会職寺であったか否かは明らかでない。

『高野合戦雑』の閲覧と紹介をお許し下さり、た金剛三昧院ならびに高野山大学附属図書館の御好意に対し、厚くお礼を申上げる。

## 高野合戦雑記（畠山実記）

付『紀伊続風土記』所収畠山記

### 凡例

- 一　字体は原文どおりを原則とする。
- 二　適宜、読点を付した。
- 三　『紀伊続風土記』所収『畠山記』を、年紀に従い、『高野合戦雑記』（『畠山実記』）中に、二段下げるて収載した。  
年紀不明の条は末尾に収めた。

十九ノ竹

金剛三昧院

（表題）  
高野合戦雑記

畠山實記中記高野事條

二

## 第一

(暦) 歴應三庚辰十一月、直義宿願ノ子細アツテ十六羅漢ノ形像ヲ自ラ書寫シタマヒ、高野山ニ納ムヘキノ旨畠山大夫將監國清ニ命セラレシカハ、則山口与一入道道休ヲ以テ山ニ送リ、金剛三昧院ニ納奉ル、

永享年間、南朝の餘類宇佐美新五郎・田邊六郎・田子太郎・新宮八郎兵衛等一千餘人鹿瀬城に楯籠る、畠山左衛門持國是を退治す、永享十戊午年九月、畠山入道鹿瀬山の凶徒退治として、同月三日河州より其勢三千餘騎を率し出陣なし紀州戸屋城に入、一日休息し、爰にて湯川民部少輔泰業・野上左衛門尉安經・浅里山城守時直を以て鹿瀬山の案内を尋、先手分を定、畠山右京亮定重・松倉主膳正満好を大將として、平筑後守・菱木七郎左衛門尉・温井若狭太郎と三人を具し、旗本勢を合二千八百餘騎、湯川兵部丞光業・野上左衛門・浅里太郎等五百餘騎、追手揚手三千餘騎、一時に城へ寄かけたり、爰に凶徒勢宇佐美・田邊の輩打て出て、双方不劣勇戦すれとも、寄手は大軍、城兵如何に戦といへとも難叶、田邊太郎を初田子太郎・園部・新宮も皆討死に及ければ、惣勢乍ち敗走し終に落城に及びける、寄手思懲に打勝ち、凶徒の首共斂首して早早京都へ注進す、將軍義教公御感賞在て則御書を賜りける、

## 第七之上

寛正元庚辰年、畠山義就河州ニ下り、十月河州嶽山ニ城ヲコシラエ政長ヲ防ク、○三年壬午五月、永々ノ籠城ニ城中糧ツキ虎口ヲ守ルニ甲斐ナカリシカハ、廿五日潛ニ嶽山ヲ明シリソキ、重テ糧ヲ求テ弁ハシニハシカサルヘシト高野ヲサンテ落ラレンカハ、士卒モトリ／＼ニソナリニケル、サレトモ義就少<sup>シハラク</sup>時諸士ノ氣ヲ休メ、頓テ又打出ントセラレ

(『紀伊統風土記』卷五十九 在田郡廣莊河瀬村鹿瀬城趾 三八二頁)

シ処ニ、政長遺恨ノ敵ヲ打洩シ、此マ、京ニ坂ラハ諸人ノ嘲笑争カ防ヘキト三千餘騎ノ諸勢ヲ抽ンテ、紀州ニ打入リ、義就ノ跡ヲ追テ其日粉川ノ辺ニツキヌトキコヘケレハ、義就又廿八日ノ曉高野ヲ打立テ大津峠ニ打出、政長ノ陳ニ押ヨセツヽ、息ヲモツカス攻タヽカフ、○依レ之京勢又勝ニノリ、義就方ニハ氣ヲ損シ、大將モロトモ皆チリヽニ高野ヘソ入ニケル、六月政長ハ義就ヲ討モラシタルヲ遺恨ニ思ヒ、ナヲ高野ヘ押入ントセラレシカハ、義就ハヤ吉野ヲサシテ落行云々、

### 第七之下

文明十六甲辰六月、畠山政長管領職ニ補セラレケレハ、其威風ニ相順フモノ多カリケル程ニ、高野ノ智莊嚴院・野辺掃部介等隅田ノ八幡ノ宮司大高能寺ニ打ヨリテ云々、

### 第九之下

永正十六己卯年三月、紀州高野山ノ寺僧、隅田一族ト分領ヲ争論シ、上田又二郎一度<sup>カツノリ</sup>を追クツシ、其勢三千餘人吉野川ヲコシ、隅田ノ高橋マテ攻入ケル、依之岩倉ノ城ヨリ隅田藏人・葛原三郎兵衛尉・松岡右京進・樽井五郎左衛門尉等三百餘騎ニテ打テ出、散々ニ相タヽ、カヒ了ニ打負テ引退ケハ、ヤカテ岩倉ヲ攻ウゴカスコト烈火ノコトクナリトイヘトモ、隅田一族堅ク守リ旬日ヲ過シケル間ニ、畠山植長公ヨリ平太隅守国春・高坊太郎左衛門尉義須ヲツカハサレテ、双方曖シツメラレ侍リケル、

永正十六己卯年三月高野僧徒隅田一族と領分を争論す、上田又四郎一度追崩し、其勢三千餘騎吉野川を越え、隅田の高橋まで攻入ける、依レ之岩倉の城より隅田藏人・葛原三郎兵衛・松岡右京進・樽井五郎左衛門尉三百餘騎

にて討て出、散々に相戦ふ、終に討負引退、岩倉を攻撃す事烈火の如くなりといへとも、隅田一族堅く守り旬日を過ける間、畠山種長より平大隅守國春・高坊太郎左衛門尉義順を遣され、雙方曖ひに成る、

(『紀伊続風土記』卷四十六 伊都郡隅田莊垂井村岩倉城址 九〇~九一頁)

#### 第十

別所知興ハ自ラ丹青ヲ好ンテ佛像ヲエカクコトヲ妙トセリ、コトニ真言師紀州高野山ノ正智院ノ權大僧都法印大和尚仙尊ノ事相ヲキヽ、諸聖尊ノ容形ヲ具ニエタリシカハ、種長公傳聞美称シタマヒ、殊ニ御家人ナミニ恩顧マシヽケル、

永禄元年九月遊佐勘解由左衛門尉直基大野城を堅む、

(『紀伊続風土記』卷十九 名草郡大野莊鳥居浦藤白城趾 四二〇頁)

永禄戊午年九月隅田一族番城云々、

(『紀伊続風土記』卷四十六 伊都郡隅田莊中島村霜山城跡 九一頁)

同三年畠山高政大軍を催し、三好家を打磨け泉河を掌に握るへしと其麾下を招ける云々、軍勢一萬千四百騎大野城に羣參す、

(『紀伊続風土記』卷十九 名草郡大野莊藤白城趾 四二〇頁)

#### 十一上

永禄癸亥六年三月、高政公ハ岡・高坊ノ人々等御屋形トシテ仰キ奉り、遊佐勘解由左衛門尉直基等是ヲ尊崇シ奉リケ

レハ、御被官ノ人々威ヲ公許ニ立テ、神保山城守定誠領知ノコトニヨリテイサ、カ高野ノ僧徒ト争論起リ、高政公高野ト不平トナリ玉ヒケレハ、高野ノ衆徒等大ニ怒リテ、田所治部左衛門尉正業・龜岡兵部承秀宗等其勢七百餘騎ニテ、学文路マテ打テ出タリケル、本ヨリ神保山城守定誠ハ云ニ及ヘキ、檜山左衛門尉久範・遊佐左衛門太夫長清・宮崎隱岐入道善圓・隅田善左衛門尉能元・平左郎左衛門尉知茂・久留野善介藤述・枚野孫次郎宗尹・二見左近亮光重・野原禪那坊頼盛・小集会衆等蒐ツケ〜一千五百余騎、晦日ノ午ノ刻ヨリ紀州学文路口ニヲヒテ相戦フ、神保山城守定誠・檜山左衛門尉久範、御馬廻リノ衆ニハ熱川藤六本光・上田三七郎信全・恩地權太郎光基等カケ合セ蒐合セ、互ニ入乱レ打ツ打レツ、シハシサ、ヘテ相引ニサツテ引ク、平三郎左衛門尉知茂・久留野善介藤述・二見左近亮光重・隅田善左衛門尉能元・小集会ノモノ共六百余騎、トツト蒐ヨセ蒐立〜戦ヒケル、高野ノ僧徒ノ中ニモ、寶瓶院ノ善周・普賢院ノ廣純・來迎院の教如一陳ニ進ンテ笄ヘハ、久留野善介藤述・二見左近亮光重・隅田善左衛門尉能元、法師ニハラトルマジ、進メ〜トイラツテ戦ヒケルホトニ、久留野善介・二見左近亮疵ヲ蒙テ引退ク、其日モステニ暮ケレハ、互ニ陳ヲ張テヒカヘケル処ニ、高政公ヨリ僧徒ヲナタメラレ、高坊太兵衛尉秀昌・岡左衛門尉猶齊等取扱ヒテ高野方モコト幸ニ和様シテ、互ニ无事ヲソツクロヒケル、

## 十一下

永禄十丁卯年十月十八日、高野山ノ僧徒等松尾峠ヨリ山アヒヲ打コヘ、下高梁ニ出城ヲカマヘテ宇智郡内ニソヨセカケル、坂合部兵部太夫頼重家司辻元傳助政清・誠神菊之助正禪(ママ)・右沢又之丞正次・権辻加兵衛尉則宅等貳百五十騎ニテ打テ出レハ、表野右京亮信員・吉原宗兵衛尉頼金・同宗次郎頼淳等三百余騎ニテ馳加ハリ、火打村ニテ散々ニ相戦フ、互ニヲトラヌ勇士トモナレハ、蒐入々々相戦ヒケル程ニ、高野ノ僧衆十四五人討死シケレハ、吉原父子是ニ競ヒ勇ミ進ンテ蒐タリシニ、辻元傳介政清・表野右京亮信員ヲツ續テ打テ入、四維四方ニソ蒐立ケル、シカルニ大津ノ

森陰ヨリ高野ノ僧百騎計ムラ／＼ト蒐出テ、思モヨラヌ横合ニサン／＼ニ突崩サレ、又モトノ陣ニサツト引ハ互ニ相引ニシテソ入ニケル、

永禄十一戊辰年八月廿七日、高野ノ僧衆謀迦文院・来迎院・見樹院千八百余騎ニテ高梁ノ城ニツキ、釈迦文院ヲ大將トシ、三百余騎表野ノ館ヲツトリ巻、早火放テ焼立ケレハ、表野右京亮信員カタネテソ引退キケル、ソレヨリ坂合部ノ庄ニ打向フ、坂合部兵部太夫頼重ハ深闇ニ楯籠リケレハ、辻元傳介・誠神菊之介等百六十騎ニテ持力タメテ防シ処ニ、又一手來迎院・見樹院千五百余騎ニテ、只野ヨリ相谷ニ打渡リテ犬飼ニゾヨセカケ、ル、犬飼主膳正高昭・二見雅樂助頼邦・坂合部兵部太夫頼重三百五十騎ニテ打テ出レハ、相續テ奥四郎右衛門尉延之百五十騎ニテ打テ出、両陣互ニトキヲ合せ、ナニノ會釈モナキ荒法師等手シケク笄フトイヘトモ、負ズヲトラヌ勇士トモ、法師ノ軍立ニ劣ルナ殿原ト、互ニ諫メ共ニ恥シメテ戰ヒケル程ニ、山ノ僧徒等アクミ疲レテケレハ、坂合部ニ攻カケタル釈迦文院三百餘騎横合ニ蒐合セテ、廿八日ノ軍ニ味方大ニ打敗レ散々ニ引カヘセハ、敵追スカフテ攻來リ、互ニ矢炮ヲ霰ノコトク飛シテ防戦フトイヘトモ、味方或ハ討レ或ハヲチウセ、漸二百余騎ニハ過サリケリ、高野ノ荒法師ハ已ニ千八百余騎入カヘ／＼攻付ケレハ、今ハ叶フベクモアラサリケレト、先城ヲ開キ渡シテ其上ニテコト打出ナントテ、廿九日已ニ丹下備前守基賢手ヲ切抜ケトツ出、牧野ノ城ニ引入ケレハ、牧野孫次郎宗尹ナヲ牧野ノ城ヲ守ツテ持堅メ、深闇退城ノ人々ヲ招ヨセテソ楯籠リニケル、此深闇ノ城ハ、南ノ手ハ吉野川ノ岸岩ヲ用、ケハシキ淵ニシテ堀三方ニ打廻レリ、サモ要害ノ地ナリトイヘトモ、敵三方ヲ塞キユレハ只十死ノ絶地ニシテスヘキヤウソナカリニキ、粵ニ奥四郎左衛門尉延之カ若黨ニ、佐村源之介ト云モノアリ、是ハ始メ廣瀬郡吐田ニ有テ箸尾宮内少輔カ被官タリシカ、其時ハ父ヲ南郷何某ト云シモノナル所ニ、主君ノ不興ヲエテ和泉ニ沈落シタリケルヲハ、奥四郎右衛門合力ヲ与ヘテ召抱ヘケルニ、才覺アル。モノナリケレハ、ナヲ懸命ノ地ヲ与ヘテ佐村源之助ト名ノリ、此度深闇ノ籠城ニゾ從ヒケル、已ニ主君ノ勢ニ後レテ法師原ニトリ囲レケレハ、口惜念ヒテヤ深闇ノ淵ニソ飛入シカ、水練ニモ達シタリケルニヤ游出テ川原ニ

出ケルニ、敵モミヘサリケレハ、不思議ノ命ヲ助リテ、跡ヲ追テ牧野ノ城ニソ馳入ケル、同年十月十九日、高野ノ僧徒又宇智郡ヘ高梁ヨリヨセ來テ、川南ノ在々放火シテ靈安寺ノ御靈宮ヲ燒立テ、ケレハ、不易ノ御社ト作琢シケル宝殿ナリシヲ、空ク兵燭ノ塵トソナラセ玉ヒニケル、

同<sup>(永禄)</sup>十一年戊辰年十一月、遊佐勘解由左衛門尉直基、畠山秋高を迎へ奉り、伊都郡垂井村の北、岩倉池の西、下山の城に入れ奉る、

（『紀伊続風土記』卷四十六 伊都郡隅田莊中島村霜山城跡 九二頁）

## 十二上

元亀一辛未年六月、二見源三郎義繩高野山ニ入テ剃髮シテ密藏院ニ住持ス、

七、密藏院圓海ハ二見左近亮カ弟ニテ、其生レツキ番驕ニ心飽マテ剛ナルカ故ニ、又二見ニ立カヘリ、丹下基賢殊ニ此法師ヲ用ヒアケテ大將トシ、二見密藏院ト云、堅キヲ碎キ利キヲ敗リ郡内ニ獨歩セリ、

元亀四癸酉年五月廿五日、高野ノ僧徒等宇知郡ニ攻入<sup>リ</sup>、久留野・大岡ニ攻力、ルトキニ、久留野・大岡ニハ走リ矢倉數ヶ所ニカキナラヘテ、手垂ヲス、メ散々ニイル、高野ノ僧徒等曳退ク、

元亀四癸酉七月天正元年

十月高野ノ僧徒等打テ出、和州宇知郡ニ攻入、廿日久留野辺マテ押入テ戦フ、

天正二年甲戌四月、高野ノ僧徒宇知郡ニ攻入、五日野原ノ城退落ス、六月十日高野ノ僧徒宇知郡坂合部ヲ攻、坂合部天櫓退城没落ス、十三日同御藏退城、高野ノ僧徒總分宇知郡ニ入、

天正五己年一月十五日信長公紀州に発向す、雜賀退治の為也云々、廿一日中野之城を攻む、信長公丹和に陣を移

され中野城降参、信長公是を取り中野に陣す、

(『紀伊統風土記』卷八 名草郡貴志莊中野村 一八四〇)

## 十二下

天正九辛巳年八月、信孝公ヲ大將トシテ高野山ヲ攻サセラル、先鋒ハ高山右近允久次・森勝藏其外齊藤新五郎・林佐渡守・多賀新左衛門・山田三左衛門・畠山民部少輔満宣・同左衛門佐直政・神保長三郎等紀州伊都郡ニ打入ル、コニ高野山ヨリ林藏院・积迦牟尼院・隅田ノ一族岡・高坊ノモノ共、菖蒲谷ニ出張シ田和ノ地藏堂ニ陣ス、九日信孝公菖蒲谷ニ押ヨセラレ大ニ合戦ス、林藏院・积迦牟尼院鉄砲ヲ放チカケ、手シケク防テ味方死亡ニ及フ、

十日畠山民部少輔・同左衛門佐・岡新六・田和堂ノ甚長ニ通達シ火ヲ放テ焼立ラル、田和ノ地藏堂空ク兵燹ニ亡滅セリ、次第ニ高野山ニ攻、近キ山下ヲ燒拂ヒ諸寺領ヲ没収セラル、頃日高野ノ僧徒等三衣ヲカヘテ甲冑ヲ著シ、畠山家ノ没落以後和州守知郡ヲ打トリ、高坊・田所・岡・亀岡ノモノ共隅田ノ一族迄皆高野ニ屬ス、志賀ノ若木源右衛門ト云モノ、百姓ナカラ心剛強ニシテ武勇人ニスクレ、鉄砲ノ術ニ逞シク、弓馬ニナレテ流通シ、高野山珠徳院ニ從テ麻津知峠ニ出張シ、則出城ノ大將シテ能武士ノ首ヲトルコト數度ニ及ヘリ、此故ニ高野方大ニ武威ヲ顯ハストイヘトモ、今度ノ軍ニ打負テ、麻津知ノ出城所々ノ出張皆引テ高野ニノホル、

高野ニハ一山ノ大衆一同ニ諭議シテ、先行人ハウカレテ山ノ口ヲカタム、第一ノ惡僧小田原廻向院ノ合破快亥・南谷ノ増福院・知明院、谷上ノ珠徳院始ハ貞福院等防キ守ルコト緊密タリ、時ノ検校法印ハ増福院ノ良運乘嚴房ナリ、サテ学侶ハ御社ノ拝殿ニヲヒテ五壇ノ護摩ヲ修行シ、客僧ハ又院々ノ諸堂ニヲヒテ千座万座ノ行法ヲ修ス、已ニ一山ノ滅亡ニ近クト見ヘシ、

○天正十年六月、信長公・信忠公打レタマヒシニ依テ、信孝公高野ノ攻口ヲシリソカレ、一先一山安泰ニ及フ(4)、

天正十三乙酉年三月廿二日、秀吉公根來退治ノ叙テ、一時ニ高野山ヲ亡サント風聞ス、時ニ山ノ検校ハ釈迦文院空雅ナリ、衆議評定アツテ興山寺應其上人・具僧二人・南院・遍照光院等巻數ヲサ、ケテ秀吉公ノ陣ニイタリ、自今以後今マテノ武器ヲ打ステ、武勇ノ業ヲヒルカヘシ、大師ノ定規ヲ守リ堅ク密教ヲ修シ候ハント申ス、依之秀吉公定約セラレ此コト齟齬アルヘカラス、世々其趣向ヲ失フコトナカレト有テ、宇知郡三千石ヲ寄附セラル、扱又往古ノ如ク紀州ニヲヒテハ伊都・南賀両郡ニヲヒテ半分ヲ寄附シ、其上高野山ノ寺領累代諸役免許ノ定説アリトカヤ、(那)

文禄四乙未年六月三日、秀次公ノ悪逆ニ依テ秀吉公ヨリ使ヲ立ラル、其人々ニハ民部卿法印・富田左近將監・増田右衛門尉・石田治部少輔等ナリ、則秀次公ニ対シテ色々々謀反ノ子細穿鑿詳ニシテ、秀吉公神妙ニ有ラレ、八日秀次公、伏見木下大膳頭所ニ至、御成奉行ヲ付ラル、木食上人・羽田長門守・木下大膳頭御供、其外小姓衆十人ハカリニ過スシテ、高野山青巖寺ニ入セラレキ、コ、ニヲイテ先非ヲ悔ルトイヘトモ、後悔先ニタ、ストカヤ、

十五日福嶋左衛門太夫正則・福原右馬助・池田伊豫守ヲ検校トシテ高野山ノ青巖寺ニ入、秀次公切腹ナサル、小姓衆相伴ニハ、山本主殿脇指国吉ヲタマハリテ生害、山田三十郎ハ脇指アツ藤四郎ヲタマハリ生害、不破万作脇指シノキ藤四郎ヲタマハリテ生害、此三人秀次公自ラ介錯セラル、扱又東福寺ノ隆西堂、秀次公ト常ニ昵近シ、此時ニ及テ其恩ヲステス、某先引導仕ント村雲ト云劍ヲ申請テ速ニ切腹ス、次ニ秀次公正宗ノ脇指ニ長光カ作リシ浪游ノ刀側ニヨセ、雀部淡路守介錯シ奉リ、我身モ國次ノ脇指ヲタマハリテ切腹ス、此モノ若輩ナリトイヘトモ、總下知ヲシテ前後神妙ノ勵又ナキ武士ニ侍リキ、

以上高野事

一、天文九年庚子三月、紀州根來寺ノ杉坊覺春、種子カ嶋ニ渡テ鉄砲ヲ傳來シ、根來ノ大久留左京亮友章是ヲ相傳シテ專ラ用具ノ第一トス、畠山実記十(9)

一、熊野八庄司トハ、湯川・玉置・真名粉・蕪坂・音無・芋瀬・中津川・鹿瀬、是ヲ熊野ノ八庄司ト称ス、

一、信長公嫡男ハ城之介信忠、後ニ三位中將ト号ス、二男ハ信雄、後ニ北畠家ヲトツテ北畠ノ中將ト号ス、三男ハ信孝、後ニ伊勢ノ神戸ヲトツテ神戸三七郎ト申ハ是ナリ、

○應仁元年高坊太郎義永、政長ニ屬ス、又高坊小太郎喜員・太郎義永<sup>(ヨシカズ)</sup>、

一、高坊美濃入道宥敏 天文二年癸巳二月、畠山稙長公ニ屬シ 三好筑前入道晉雲ト合戦ノ時出ル、天文三年正月十七日討死ス、其子鍋千代ニ二月ニ家督賜ル、

高坊太兵衛尉秀昌

右同時出陣、又永禄元年

騎八十六

同年

騎二百五十

三年

三百五十

五年

五百八十

同十二年

奇

百十奇

与秀昌五

テ出

元龜元九月

攝州中嶋責ノトキ出ル

信長公

三好ヲ責

高坊右京亮秀益

永禄三年

百十奇

与秀昌五

テ出

元龜元九月

攝州中嶋責ノトキ出ル

信長公

三好ヲ責

一、岡左衛門尉猶齊

永禄元年

奇ニテ

同三年

三百五

五年

五百奇

同四年

五百八十

同十二年

奇

百十奇

与秀昌五

テ出

元龜元九月

攝州中嶋責ノトキ出ル

信長公

三好ヲ責

岡左衛門入道玄光

永禄十二年

一、紀州ノ守護代遊佐勘解由左衛門尉直純ハ、世々紀州ニ有テ十八万貫ホトノ所領ヲタクハヘ、結句御屋形ヨリ威ツヨク、末子庄左衛門尉ヲ田所ニツカハシテ家督ヲツカセ、高坊太郎兵衛尉秀昌ヲ聟トシ、諸士ニムツヒ近辺ヲナツケ（以下欠）

田所莊左衛門ノ尉國景は田所式部丞光意玄孫、左京進信意孫、又太郎國意一男中飯降ノ處知、

〔紀伊統風土記〕卷四十四 伊都郡官省符省中飯降村古城跡 四〇頁)

高坊太郎兵衛尉義員妙慈名倉を領す、

(『紀伊統風土記』卷四十四 伊都郡官省符莊名倉村 四五頁)

注(1)

この項目は、原文では頭注として記載されている。

注(2)

この記事は、『畠山実記』本文からの抄出と考えられる。しかし、次の「熊野八庄司」以下の記述は、『畠山実記』からの引用であるのか、または『高野合戦雑記』の筆者、もしくはそれを伝写した者の覚書であるのか明らかでない。ただし「熊野八庄司云々」「信長公嫡男云々」「紀州ノ守護代云々」の記事は、文体・内容から推定して『畠山実記』からの抄出であるかもしれない。

注(3)

この項目は、原文では頭注として記されている。

——文学部助教授——